

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 俊 夫
(証 券 コ ー ド 4725 東 証 1 部)
問 合 先 執 行 役 員
責 任 者 経 営 統 括 本 部 長 大 塚 直 義
(電 話 03-6667-8000)

株式会社インターネット総合研究所の「訴訟の提起に関するお知らせ」に関する当社見解

平成 19 年 9 月 20 日付にて株式会社インターネット総合研究所(本社:東京都新宿区、代表取締役 藤原洋)が「訴訟の提起に関するお知らせ」において、同社が当社らを被告として提訴した旨を公表した件について、当社は、現在のところ訴状を受領しておりませんが、現時点における当社の見解について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式会社アイ・エクス・アイの株式譲渡の経緯

当社は、株式会社インターネット総合研究所(以下、IRI)が実施した公開買付(TOB)への応募により、平成 17 年 8 月、所有する株式会社アイ・エクス・アイ(以下、IXI)の株式のすべてを譲渡しました。TOB への応募に際しては、IRI と当社の間で株式譲渡に関する契約(平成 17 年 7 月 15 日付「公開買付けに関する契約書」)を締結しましたが、これは、IRI が IXI に対するデューデリジェンスを実施した上でなされたものであります。この手続きも含め、当該株式の売却は適切かつ妥当なプロセスを経たものと当社では考えております。また、当該契約には、契約締結日から 1 年間は当社がいわゆる表明保証責任を負う条項が含まれており、当社としては売り手責任を十分に考慮して、当該株式譲渡を行ったものであります。

2. 株式会社アイ・エクス・アイにおける不正な取引への当社関係者の関与の有無について

IXI の民事再生申請および上場廃止に関する一連の情報開示などにおいて、当社による同社株式譲渡の以前から、IXI の営業取引の中に循環取引とみなされる不正な取引があったとされております。当社においては、当時の当社関係者がそのような不正取引に関与していた事実はないと認識しております。この点に関し、当社では、社外監査役を委員長とする内部調査委員会を本年 1 月 23 日に立上げ、調査を行いました。事態の推移を見極める必要があることから詳細な内容は公表しておりませんが、当社見解と同様、当社関係者が不正な取引に関与したとは認められないとの報告を得ております。

3. 今後の見通し

当社は、IRI からの提訴につきましては、法廷の場で適切に対応してまいります。

なお、前述の通り、IRI への IXI 株式の譲渡は、しかるべきプロセスを経たものであり、かつ、不正な取引への当社関係者の関与もないと当社では考えているため、IRI の発表資料に記されたような損害賠償金を支払う義務が当社にはないことを確信しております。

以上

お問い合わせ先 : 株式会社 シーエーシー
広報 IR グループ
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1
TEL : 03-6667-8010